

# 地域貢献サービス事業計画

平成29年4月  
社会福祉法人筑前会

# 事業概要

## 1. 事業創設の背景

◆平成28年改正社会福祉法により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、車内福祉法人本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設される。⇒義務化

(参考)社会福祉法第24条2

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

# 事業概要

## 2. 事業目的

◆当法人は地域に密着した高齢者施設として開設以降、地域・行政と連携し、積極的に公益的な取り組みを実践してきており、また介護保険制度開始以降も社会福祉法人の責務として、自ら地域ニーズに対応した制度外のサービスの提供等を積極的に実践してきているが、今年度から施行される社会福祉制度改革を機に従来から実践している地域貢献サービスを更に拡張・強化し(⇒事業化)、幅広く地域に情報発信(PR)していくことで(⇒見える化)、今後益々増加する福祉ニーズに対し、行政との連携の上、法人の社会資源(人・物・金)を有効的に活用していくことで、地域課題の受け皿としての機能・役割を積極的に果たしていく。

# 事業概要

## 3. 事業方針

- ◆主に地域の在宅高齢者を対象とし、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方」(心身の状況や家庭環境、経済的な理由等により支援が必要な方)に対し、無料又は低額な料金で当法人にて提供可能な福祉サービスを提供する。
- ◆支援が必要であるが介護度がないため介護保険サービスが利用できない方等に対して(制度の狭間に対応するため)、低額な料金で福祉サービスを提供する。
- ◆介護サービスを利用しているが、経済的面等様々な事情により、本当に必要な量(数)、質(サービス)が利用できていない方へ低額で福祉サービスを提供する。

事業概要(イメージ)・・・別紙参照

# 事業概要

## 4. 提供するサービス(概要)

### (1) 入所系サービス(ショートステイ)

在宅生活の困難な方等に対し、その緊急性や様々な状況を勘案し、必要に応じて施設内の空床を最大限に利用し、一時的にショートステイサービスを提供する。

Ex. 病院からの緊急退所、介護者が急遽又は一時的に不在、緊急避難先として

### (2) 在宅系サービス

#### ① 通所型サービス

日常生活で支援が必要な方に対し、日中のみ当施設内で過ごして頂き、見守り食事提供等の支援を行う。Ex. 独居高齢者、高齢者世帯、日中に介護者不在等

# 事業概要

## 4. 提供するサービス(概要)

### (2) 在宅系サービス

#### ② 訪問型サービス

在宅の日常生活で支援が必要な方に対し、訪問サービスによる支援を行う。

Ex. 独居高齢者、高齢者世帯、日中に介護者不在等

#### ③ 配食サービス

在宅の生活で配食(安否確認含む)の支援が必要であるが、行政委託の配食サービスが利用できない方に対し、独自サービスとして配食サービスを提供する。

Ex. 独居高齢者、高齢者世帯、朝～夜の間介護者不在等

# 事業計画

## 1. 組織体制等

(1) 事業区分: 公益事業

(2) 事業名: 地域貢献サービス事業(仮称)

(3) 職員(組織)体制

① 管理者 : 1名

② コーディネーター : 3~4名

(在宅ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員等)

③ 支援員 : 7~8名程度(兼務者含む)

# 事業計画

## 1. 組織体制等

### (4) 業務／役割等

- ①管理者…………サービス提供可否の検討、行政調整、承認
- ②コーディネーター…サービス提供者に対する相談及び関係者調整業務  
行政～地域関係者との相談及び関係者調整業務  
サービス提供者の受入調整、サービス実績管理
- ③支援員…………サービス利用者数及び必要サービスに応じて施設及び在宅介護職員(5～10名の兼務職員)により、各種支援活動を行う。

# 事業計画

## 2. 財務計画

(1) 計画年度：平成29年～平成33年度(5ヶ年)

※平成33年度に利用者数及び地域ニーズにより事業計画を再協議

(2) 事業収入：約13,500,000円(5ヶ年)(※利用料金500円/日で算出)

①初年度：約1,500,000円(※平均利用者数5～10名/日・・・利用実人数20名)

②2～5年目：約3,000,000円(※平均利用者数10～20名/日・・・利用実人数40名)

(3) 事業支出：約165,000,000円(5ヶ年)

①人件費：約30,000,000円/年

②事業費：約3,000,000円/年

# 事業計画

## 3. 運用計画

### (1) 地域(関係者)への活動紹介

#### ①新サービス(地域貢献サービス事業)の地域への情報配信(活動紹介)

- ・地域関係者、地域住民、ご利用者(ご家族)への案内
- ・行政、地域事業者(居宅介護支援事業所等)、地域医療機関への案内

#### ②新サービスのニーズ(サービス利用対象者)把握と新サービスへのマッチング

- ・ソーシャルワーカー、在宅ケアマネジャー、生活相談員による地域需要の把握
- ・制度の狭間にいる方(支援を必要としている方)への新サービスの調整・提供

# 事業計画

## 3. 運用計画

### (2) 提供対象者の選定(受入)について

#### ①新サービス提供対象者(ルール・条件等)の検討

- ・大枠としては事業方針記載の方を対象としてサービスを提供するが、更に詳細な利用対象者と提供サービスの設定する※細部の面で地域行政と調整が必要。
- ・新サービス提供条件(主に料金設定、提供するサービスの範囲)の決定⇒同上

#### ②新サービス提供対象者の選定(サービス提供要否のジャッジ)

- ・基本的には事業所の判断とするが、事前(又は事後)の行政への報告・相談の機会を設け、客観的な意見・要望・評価・指導を受ける仕組みを構築。

# 事業計画

## 3. 運用計画

### (3) 新サービス提供開始までの流れ

- ①新サービス希望者(ご本人・家族、地域福祉関係者、各事業所等)からの要請は当事業所のコーディネーターが申し込みを受付け、事業所管理者及び地域行政(遠賀町福祉課)に相談・承認を受けた後、利用計画案を作成する。
- ②コーディネーター及び管理者が各事業所の支援担当部門と調整を行い、提供するサービスの内容(詳細)を検討する。
- ③サービス開始後は各支援担当から管理者へ実施記録を提出・報告し、運用管理を行う。管理者は必要に応じて利用者別の状態・要望に応じて利用計画を見直す等、提供するサービスを段階的に変更し、介護サービスに繋げていく。